

直江津港発着

日帰り

2022. 5. 13~10. 31 の金・土・日・月曜・祝日限定

直江津港発着 日帰りレンタカーパック

レンタカーで
佐渡を自由に観光しよう♪



ジェットfoil
往復乗船



島内レンタカー
(軽自動車) 5時間

※ガソリン代、免責補償料を含みます。
※7/30~8/21は約5時間半となります。



昼食「小木家」または「佐渡歴史伝説館」

当日、お食事券(2,000円分)をお渡しします。
上記の施設でお好きなメニューをご注文ください。

※ご利用メニューが2,000円に満たない場合、お釣りは出ません。ご利用メニューが2,000円以上となる場合、不足分は現金にてお支払いください。

行程 ジェットfoil レンタカー ジェットfoil
直江津港 ~~~ 小木港・レンタカー受付 === 島内自由行動 === レンタカー返却・小木港 ~~~~ 直江津港
8:55発 10:10着 ※15:30まで 15:45発 17:00着

7/30~8/21の間は、小木港16:45発~直江津港18:00着のジェットfoilとなります。この期間中、レンタカーの利用は16:00までとなります。

■旅行代金(1名様あたり) ※往復ジェットfoil乗船代とレンタカー代(ガソリン代・免責補償料・消費税等諸税)、昼食代を含む。

ご利用人数(1~4名)によって1名様あたりの旅行代金が変わります。

	1名利用の場合	2名利用の場合 (大人と小児の合計)	3名利用の場合 (大人と小児の合計)	4名利用の場合 (大人と小児の合計)
大人	17,000円	15,300円	14,800円	14,500円
小児		9,500円	9,000円	8,700円

※当商品で利用するレンタカーは軽自動車・各日1台設定のため、5名様以上でのご利用できません。1名~4名様でお申し込みください。

2022年

◆設定日 5月13日(金)~10月31日(月)
の金・土・日・月曜・祝日限定

◆定員 1名~4名様(最少催行人員1名)
※レンタカーは各日1台設定となります。

<幼児について>

- ・ジェットfoilの座席を使用しない場合、大人1名につき幼児1名が無料となります。座席を使用する場合は小児料金となりますので小児としてお申し込みください。
- ・大人1名につき幼児2名以上となる場合、2名様分からは小児扱いとなります。

※チャイルドシートについては右記「レンタカーについて」をご確認ください。

レンタカーについて

- ・レンタカーは軽自動車(禁煙)となります。
- ・ご利用は小木港到着後から復路乗船時間までとなります。
- ※15:30まで(7/30~8/21の間は16:00まで)に返却してください。
- ・チャイルドシート、ジュニアシートの貸出は無料です。(要予約)
ご利用の場合は、予約画面のメッセージ欄にご入力いただくか、電話予約の場合はオペレーターにお申し付けください。

●ノンオペレーションチャージについて

ノンオペレーションチャージとは、レンタカーをご利用中に万一事故を起こして車両の修理が必要になった場合、修理期間中の営業補償としてご利用者がレンタカー会社に支払う金額(休業補償)です。

<補償料金>レンタカーを自走し、予定の営業所に返却された場合...20,000円
レンタカーの自走ができず、予定の営業所に返却されなかった場合...50,000円

●ノンオペレーション補償制度について

ノンオペレーションチャージが発生した場合に備え、補償制度を設けております。ご利用の場合は、当日、レンタカー受付時にお申し出ください。(任意加入/300円現金精算)

お問合せ
お申込み

インターネット予約はこちらから
佐渡汽船ホームページ→



佐渡汽船(株)直江津総合案内所 (08:30~17:00)
TEL: 025-544-1234

※インターネット予約は出発日3日前16:00までご利用いただけます。お電話の場合は前日16:00まで承ります。

必ずお読みください

ー「直江津港発着日帰りレンタカーパック」の旅行代金には、行程に明示された交通費・昼食代・消費税等諸税が含まれていますー

■最少催行人員：1名（受付人員：大人1名様～大人＋小児の合計4名様まで） ■添乗員：添乗員・現地係員は同行致します。ご旅行に必要な旅程表またはご案内をお送り致しますので、ご旅行中のお手続きはお客様ご自身で行ってください。■小児：小児代金は小学生が対象となります。■幼児：船舶の座席が不要の場合、大人1名につき幼児1名が無料となります。座席を必要とする場合、小児代金を適用いたします。■船舶の欠航：利用予定便の船舶欠航についての対応は、下記の「船舶の就欠航について」をご覧ください。■取消および変更：取消・変更が生じた場合は、お申し込み店の営業時間内にお申し出ください。その場合、当社が定める旅行業約款に基づき、取消料を収受致します。■未成年者（20歳未満）のみでの参加、また親権者以外の方と参加される場合は、親権者様の同意をいただいておりますので、同意書の提出をお願い致します。

船舶の就欠航について

佐渡汽船・ジェットフォイルの就欠航の決定については、原則として出航時刻の60分前となります。

就欠航のお問い合わせにつきましては、弊社ホームページでご確認いただくか、乗船港に直接お問い合わせください。【直江津港：025-543-3791】

【往路便または復路便が欠航】●往路便が欠航または往路出発前に復路便が欠航または就欠航未定となっている場合は、ツアーキャンセル（催行中止）となり、ご旅行代金は全額返金となります。（直江津港までの交通費については、お客様のご負担となります。）

【島内で全ての航路が欠航】●天候の急変等により佐渡発の全ての便が欠航した場合、島内にてご宿泊いただきます。

●その場合、宿泊代・食事代・島内交通費等はお客様負担となり、帰着日は翌日以降となります。

【共通のご案内】●就欠航について、お申込店よりお客様へ直接ご連絡を差し上げる船舶が欠航または就欠航未定となります。この場合、お客様において旅行中止を判断された場合は、取消料の対象とはなりません。尚、お客様ご自身の判断により、就欠航未定時に旅行を中止した場合は、取消料の対象となります。

●気象予報等により当日の海上時化が予想される場合、当日の運航状況に関わらず、事前に旅行中止を決定する場合があります。

●その他の事項につきましては、佐渡汽船株式会社の運送約款によります。

ご旅行条件（要約）

お申し込みの際には、別途お渡しする旅行条件書をお受け取りください

（このパンフレットは、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び同法12条の5に定める契約書の一部となります）

この旅行は、佐渡汽船株式会社（以下「当社」といいます。）が企画・実施するものです。この旅行条件は、当チラシに記載されている条件のほか当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）及び別途お渡しする旅行条件書、最終旅程表によります。

1.旅行のお申込み及び契約の成立時期

(1)当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、お一人様につき下記の申込金又は旅行代金全額を添えてお申込みいただきます。申込金は、旅行代金・取消料又は連泊金のそれぞれ一部として取り扱います。

旅行代金	申込金（お一人様）
30,000 円未満	6,000 円以上旅行代金まで
30,000 円以上 60,000 円未満	12,000 円以上旅行代金まで
60,000 円以上 90,000 円未満	18,000 円以上旅行代金まで
90,000 円以上	旅行代金の20%以上旅行代金まで

(2)当社は電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段によるお申込みを受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込書の提出と申込金の支払いがなされない場合、当社はお申込みがなかったものとして取り扱う場合もあります。

(3)募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、上記の申込金を受領したときに成立するものとします。

2.旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前までにお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

3.旅行代金に含まれるもの、含まれないもの
旅行日程に明示した交通費、宿泊費、食事代、旅行業務取扱料金及び消費税等諸税を含んでいます。これらの諸費用は、お客様のご都合により利用されなくても払い戻しはいたしません。

4.旅行契約内容の変更

当社は天災地変・戦乱・暴動・運送・宿泊機関等のサービス提供の中止や官公署の命令等、当社の関与し得ない事由が生じた場合、旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。但し、緊急の場合において止むを得ないときは変更後に説明します。

5.取消料

旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取消しになる場合には次に定める取消料をお支払いいただきます。また、宿泊を伴う旅行の場合、ご参加のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をいただきます。

	取消・変更日	取消・変更料
	a. 21 日目にあたる日以前の解除 （日帰り旅行にあっては 11 日前）	無 料
旅行開始日の 前日から起算して さかのぼって	b. 20 日目にあたる日以降の解除 （日帰り旅行にあっては 10 日前）	旅行代金の 20%
	c. 7 日目にあたる日以降の解除（d～f を除く）	旅行代金の 30%
	d. 旅行開始日の前日	旅行代金の 40%
	e. 旅行開始日当日（f を除く）	旅行代金の 50%
	f. 旅行開始後及び無連絡不参加	旅行代金の 100%

6.お客様による旅行契約の解除

(1)お客様は上記で定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。
(2)お客様は下記に該当する場合、取消料を支払うことなく旅行契約を解除できます。
a.旅行契約内容に重要な変更がされたとき。
b.天災地変・戦乱・暴動・運送・宿泊機関等のサービス提供の中止や官公署の命令等、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
c.当社の責に帰すべき事由により、旅行実施が不可能となったとき。

7.当社による旅行契約の解除

(1)お客様が当社指定の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除する場合があります。このときは、取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
(2)次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除する場合があります。
a.お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
b.お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
c.お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
d.お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前（日帰り旅行は3日目にあたる日より前）に旅行中止のご通知をいたします。
e.天災地変・戦乱・暴動・運送・宿泊機関等のサービス提供の中止や官公署の命令等、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
(3)当社は前項により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金を払い戻します。

旅行企画 実施	新潟県知事登録旅行業 第2-167号 佐渡汽船株式会社 〒950-0078 新潟県新潟市中央区万代島9-1 (一社) 全国旅行業協会正会員
------------	---

8.添乗員

(1)本プランには添乗員等は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン券類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行っていただきます。
(2)悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様ご自身で行っていただきます。

9.当社の責任及び免責事項

(1)当社は、旅行契約の履行にあたって、当社の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限り。
(2)手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合は除きます）として賠償します。
(3)お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合は、当社は上記の責任を負いません。
a.天災地変、戦乱、暴動又はこれらために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
b.運送・宿泊機関等の事故もしくは火災又はこれらために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
c.官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
d.自由行動中の事故
e.食中毒
f.盗難
g.運送機関の遅延・不運など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在期間の短縮

10.お客様の責任

(1)お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合、お客様は損害の賠償をしていただきます。
(2)お客様は、当社から提供された情報を活用しお客様の権利義務その他の旅行契約の内容について、理解するように努めなければなりません。
(3)お客様は、旅行開始後に契約書に記載されている内容と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかに当社又は旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

11.特別補償

(1)当社は当社の責任が生じるか否かを問わず、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）別紙特別補償規定により、お客様が旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。
(2)当社が特別補償に基づく補償金支払い義務と損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

12.その他

(1)お客様の怪我、疾病等に発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
(2)事故や悪天候その他止むを得ない事由により、万が一帰着が遅れ、他の運送期間の利用あるいは宿泊を必要とする事態が生じて当社はその請求には応じられません。また、目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。
(3)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
(4)旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他サービス等を追加された場合は、原則として消費税等の諸税が課せられますのでご了承ください。

13.旅行条件・旅行代金の基準

(1)旅行条件は、2022年1月1日を基準としています。
(2)旅行代金は、2022年1月1日現在の運賃・規則を基準として算出しています。

●個人情報の取り扱いについて

(1)佐渡汽船株式会社（以下「当社」）およびご旅行をお申込みいただいた受託旅行業者（以下「販売店」）は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配のために必要な範囲内で利用させていただきます。そのほか、より良い旅行商品の開発や、旅行商品ののご案内をお客様にお届けするために、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
(2)当社及び当社グループ企業、販売店は、各企業が取扱う商品やサービス・キャンペーンなどのご案内のために、当社が保有するお客様の個人情報のうち、お客様へのご連絡に際して必要となる最小限の範囲のものについて、共同で利用させていただきます。
(3)当社及び販売店は、お申込みいただいた旅行の手配のために、お客様の氏名・住所・電話番号などの情報を必要な範囲内で、運送・宿泊機関等及び手配代行者に提供いたします。

お電話・インターネットでご予約ください

インターネット申込：詳細は下記アドレスよりご確認ください。

<https://www.sadokisen.co.jp/trip-top/>
まずは検索してください！ 佐渡を旅する 検索

電話申込：電話番号はお間違のないようにお願いします。

（受託販売）

新潟県知事登録旅行業 第2-171号

株式会社直江津マリントラベル（佐渡汽船直江津総合案内所内）

TEL.025(544)1234 【営業時間8:30～17:00】

国内旅行業務取扱管理者 八子 智英
旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。
この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がありましたら、ご遠慮なく旅行業務取扱管理者にご質問ください。

新型コロナウイルス感染症対策として、佐渡汽船ではお客様と従業員の安心・安全な環境を守るため、以下のように努めております。

新型コロナウイルス感染症対策について

【船内について】船室等に「抗ウイルス」「抗菌」「消臭」効果のある光触媒コーティングを実施しております。また、空調設備の調整等により、新鮮な外気を取り入れております。接客スタッフ・乗組員も手洗い・うがいを実施し、咳エチケットとしてマスクを着用しております。尚、船内にもアルコール消毒液を設置しております。
【提携施設について】各施設ではアルコール消毒、消毒液の設置、換気、また、従業員とお客様同士の接触を減少させるための取り組み、従業員のマスク着用、検温や健康チェック等を実施しております。

【お客様自身での体調管理のお願い】 安心かつ安全にご参加いただくために、お客様自身での体調管理、マスク着用、手洗い・うがい等に努めていただきますようお願い申し上げます。